

最終更新日：令和6年4月25日

質問への回答  
(鹿児島県地域課題解決型ドローン実証実験補助金)

質問	回答
【交付要綱第5条関係】 ドローンの機体購入にあたっては、リース契約でもよいか。	リース契約も可能です。 補助対象期間は、交付決定日から令和7年2月28日までとなりますが、同日までに支払いが完了しているもの（クレジットカード払いにおいては、クレジットカード会社からの引き落としが完了しているもの）に限ります。 また、リース契約の場合は、交付要綱第8条(3)～(6)の財産として扱わないものとします。
【交付要綱第5条関係】 ドローンの機体購入は、採択決定後に行う必要があるか。	購入、リース契約の締結は、採択決定後に行う必要があります。(見積り依頼は可)
【申請一般】 採択決定日はいつか。	令和6年7月中旬頃を予定しています。 ※ 前後する可能性があります。